

大田区庁舎等における屋内広告掲出要領

平成 25 年 7 月 22 日  
25 計計発第 10275 号

改正 平成28年 4 月 1 日28企企発第10347号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱（平成 21 年 6 月 5 日  
経広発第 10054 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、大田区が所有する行政財  
産への広告の表示又は掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載料)

第 2 条 広告主が、広告掲出に伴い区に納入する広告掲載料は、広告取扱いに係る料金で、  
類似広告の市場価格等を勘案して区長が定めるものとする。

(広告主の募集)

第 3 条 広告主の募集条件については、別に区長が定めるものとする。

(行政財産目的外使用許可及び使用料等)

第 4 条 広告主が広告を設置するときは、事前に大田区公有財産管理規則第 23 条の 2 又は  
大田区教育財産管理規則第 14 条の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなくて  
はならない。

2 前項に規定する許可を受けるに当たり、大田区行政財産使用料条例第 2 条の規定に従  
い算定した使用料を、区長の指定する期日までに一括して前納するものとする。ただし、  
区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費は広告主  
が負担するものとし、区長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告の作成)

第 5 条 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲出の期間)

第 6 条 広告掲出期間は、1 か月単位で 1 年間以内とする。ただし、区長が特に必要と認  
めたときはこの限りでない。

(広告の掲出及び撤去)

第 7 条 広告の掲出及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行う。ただし、区との  
協議の結果、区が行うこともできることとする。

2 区は掲出される広告の周辺に、掲出物が広告である旨を表示するものとする。

(毀損、汚損等の修正)

第 8 条 広告がその掲出期間中に何らかの理由で毀損し、又は汚損した場合は、広告主が

その負担により原状回復するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 広告主は、広告掲載の申込み後広告掲載期間中に掲載内容等の変更を必要とする場合は、区と事前に協議するものとする。

(広告掲出の取消し)

第10条 要綱第10条第2号に規定する取消事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) この要領に違反したとき。

(2) その他広告を掲出することが適切でないとして区長が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、広告主は書面により区長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合、納付済の広告掲載料は返還しない。

(事故責任)

第12条 広告物に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が区に起因するときは区が補償する。

(2) 当該事故が区に起因しない場合は広告主が補償する。ただし、広告主は当該費用を事故の責任を有する者に請求することができる。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、区長に対して保証するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。